

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目	Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目
Ⅱ－1 法令等遵守	Ⅱ－1 法令等遵守
Ⅱ－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等	Ⅱ－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
Ⅱ－1－1－1 主な着眼点	Ⅱ－1－1－1 主な着眼点
Ⅱ－1－1－2 監督手法・対応	Ⅱ－1－1－2 監督手法・対応
Ⅱ－1－2 反社会的勢力による被害の防止	Ⅱ－1－2 反社会的勢力による被害の防止
Ⅱ－1－2－1 主な着眼点	Ⅱ－1－2－1 主な着眼点
Ⅱ－1－2－2 監督手法・対応	Ⅱ－1－2－2 監督手法・対応
Ⅱ－1－3 不祥事件に対する対応	Ⅱ－1－3 不祥事件に対する対応
Ⅱ－1－3－1 主な着眼点	Ⅱ－1－3－1 主な着眼点
Ⅱ－1－3－2 監督手法・対応	Ⅱ－1－3－2 監督手法・対応
Ⅱ－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等	Ⅱ－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
Ⅱ－2－1 情報の提供義務	Ⅱ－2－1 情報の提供義務
Ⅱ－2－1－1 主な着眼点	Ⅱ－2－1－1 主な着眼点
Ⅱ－2－1－2 監督手法・対応	Ⅱ－2－1－2 監督手法・対応
Ⅱ－2－2 帳簿書類	Ⅱ－2－2 帳簿書類
Ⅱ－2－2－1 主な着眼点	Ⅱ－2－2－1 主な着眼点
Ⅱ－2－2－2 監督手法・対応	Ⅱ－2－2－2 監督手法・対応
Ⅱ－2－3 利用者に関する情報管理態勢	Ⅱ－2－3 利用者に関する情報管理態勢
Ⅱ－2－3－1 主な着眼点	Ⅱ－2－3－1 主な着眼点
Ⅱ－2－3－2 監督手法・対応	Ⅱ－2－3－2 監督手法・対応
Ⅱ－2－4 苦情処理態勢	Ⅱ－2－4 苦情処理態勢
Ⅱ－2－4－1 主な着眼点	Ⅱ－2－4－1 主な着眼点
Ⅱ－2－4－2 監督手法・対応	Ⅱ－2－4－2 監督手法・対応
Ⅱ－2－5 サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応	Ⅱ－2－5 サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応
Ⅱ－2－5－1 主な着眼点	Ⅱ－2－5－1 主な着眼点
Ⅱ－2－5－2 監督手法・対応	Ⅱ－2－5－2 監督手法・対応

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－６ 不適切利用防止措置	Ⅱ－２－６ 不適切利用防止措置
Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－６－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－６－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－７ 障害者への対応	Ⅱ－２－７ 障害者への対応
Ⅱ－２－７－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－７－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－７－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－７－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－８ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携	Ⅱ－２－８ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携
Ⅱ－２－８－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－８－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－８－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－８－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償	Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償
Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－９－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－９－２ 監督手法・対応
Ⅱ－３ 事務運営	Ⅱ－３ 事務運営
Ⅱ－３－１ システム管理	Ⅱ－３－１ システム管理
Ⅱ－３－１－１ 主な着眼点	Ⅱ－３－１－１ 主な着眼点
Ⅱ－３－１－２ 監督手法・対応	Ⅱ－３－１－２ 監督手法・対応
Ⅱ－３－２ 事務リスク管理	Ⅱ－３－２ 事務リスク管理
Ⅱ－３－２－１ 主な着眼点	Ⅱ－３－２－１ 主な着眼点
Ⅱ－３－２－２ 監督手法・対応	Ⅱ－３－２－２ 監督手法・対応
Ⅱ－３－３ 外部委託	Ⅱ－３－３ 外部委託
Ⅱ－３－３－１ 主な着眼点	Ⅱ－３－３－１ 主な着眼点
Ⅱ－３－３－２ 監督手法・対応	Ⅱ－３－３－２ 監督手法・対応
Ⅱ－３－４ 前払式支払手段の払戻し	Ⅱ－３－４ 前払式支払手段の払戻し
Ⅱ－３－４－１ 主な着眼点	Ⅱ－３－４－１ 主な着眼点
Ⅱ－３－４－２ 監督手法・対応	Ⅱ－３－４－２ 監督手法・対応
Ⅱ－３－５ 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）	Ⅱ－３－５ 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）
Ⅱ－３－５－１ 主な着眼点	Ⅱ－３－５－１ 主な着眼点
Ⅱ－３－５－２ 監督手法・対応	Ⅱ－３－５－２ 監督手法・対応

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－4 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例</p> <p>Ⅱ－4－1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－4－2 監督手法・対応</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅱ－5 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者に対する基本的考え方</p> <p>Ⅱ－5－1 外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止</p> <p>Ⅱ－5－2 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</p>	<p>Ⅱ－4 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例</p> <p>Ⅱ－4－1 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－4－2 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅱ－5 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に係る監督上の評価項目</u></p> <p><u>Ⅱ－5－1 取引時確認等の措置</u></p> <p><u>Ⅱ－5－1－1 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ－5－1－2 監督手法・対応</u></p> <p><u>Ⅱ－5－2 未使用残高の上限額</u></p> <p><u>Ⅱ－5－2－1 主な着眼点</u></p> <p><u>Ⅱ－5－2－2 監督手法・対応</u></p> <p>Ⅱ－6 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者に対する基本的考え方</p> <p>Ⅱ－6－1 外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止</p> <p>Ⅱ－6－2 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>Ⅱ－5 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に係る監督上の評価項目</u></p> <p><u>高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行う者（以下「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）に係る監督に当たっては、Ⅰ、Ⅱの項目毎の着眼点に記載されている対応が適切になされていることに加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－5－1 取引時確認等の措置</u></p> <p><u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に基づき、当該高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の規模・特性等を踏まえた各種態勢整備状況を確認するとともに、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>（注）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p><u>Ⅱ－５－１－１ 主な着眼点</u></p> <p><u>高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p><u>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(注) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>① <u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第 11 条第 3 号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p><u>イ. 犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</u></p> <p><u>特に、海外加盟店や外国人顧客を有する場合においては、国・地域ごとのリスクを十分に評価しているか、外国人顧客の在留期限に応じたリスク評価を実施しているか、代理店を介した発行や移転のリスクを評価しているか、非対面取引のリスクを評価・検討しているかなどについて、留意すること。</u></p> <p><u>ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針を策定するとともに、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定すること。また、策定した方針・手法については、定期的又はテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>を把握した際に見直しを行うこと。</p> <p><u>ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証すること。</u></p> <p><u>ニ. 特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこと。</u></p> <p>③ <u>特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用すること。また、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用といった組織犯罪等の手法や態様の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上を図ること。</u></p> <p>④ <u>取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っ</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>ているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。</p> <p>⑤ 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定すること。</p> <p>⑥ 必要な監査を実施すること。</p> <p>⑦ 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。</p> <p>⑧ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）を整備すること。</p> <p>⑨ 代理店管理において、各代理店はリスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が検証・評価する態勢を整備すること。また、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこと。</p> <p>(2) 法人顧客との取引における実質的支配者の確認において、信頼に足る証跡を求めて行うことや、外国PEPs（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p> <p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記イ. ～ニ. のような厳格な顧客管理を行</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の利用よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p><u>ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p><u>ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等</u></p> <p><u>二. 外国PEPsに該当する顧客等との特定取引</u></p> <p><u>(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。</u></p> <p><u>① 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>② <u>取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。</u></p> <p>③ <u>犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：F A T Fが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、国外取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用等を防止するため、前払式支払手段記録口座（法第3条第9項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。）の開設を行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や利用目的等の確認を行うなど、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(6) <u>高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、前払式支払手段発行者に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>(7) <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。</u> <u>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p>② <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</u></p> <p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該国・地域</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> <p>Ⅱ－５－１－２ 監督手法・対応</p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された取引時確認等の措置又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を</u></p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を发出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 27 条に基づく業務停止命令等の发出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p>
<p>（新設）</p>	<p>Ⅱ－5－2 未使用残高の上限額</p> <p>移転、記録及び使用が可能な未使用残高について、特に高額な利用が可能な高額電子移転可能型前払式支払手段に関しては、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性が相対的に高まることから、上限額に応じたより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢の構築・維持が求められる。</p> <p>Ⅱ－5－2－1 主な着眼点</p> <p>高額電子移転可能型前払式支払手段発行者として、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及びⅡ－5－1の事項を適正かつ確実に実施しているか。また、移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の規模・特性等に応じて以下のような措置を講じているか。</p> <p>（注）テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に当たっては、リスクベース・アプローチによるリスク管理態勢を整備す</p>

現 行	改 正 案
	<p>る必要があることに留意する必要がある。</p> <p>① <u>移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。また、リスク評価を見直しているか。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備しているか。</u></p> <p>Ⅱ－５－２－２ 監督手法・対応</p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を发出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 27 条に基づく業務停止命令等の发出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－３による。）。</u></p>
<p>Ⅱ－<u>5</u> 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者に対する基本的考え方</p>	<p>Ⅱ－<u>6</u> 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者に対する基本的考え方</p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
<p>Ⅱ－<u>5</u>－1 外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止 （略）</p> <p>Ⅱ－<u>5</u>－2 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 （略）</p>		<p>Ⅱ－<u>6</u>－1 外国において発行される前払式支払手段の勧誘の禁止 （略）</p> <p>Ⅱ－<u>6</u>－2 外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 （略）</p>	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
(新設)		<u>取引時確認等の措置（Ⅱ－5－1）</u>	
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。</u>
		<input type="checkbox"/>	<u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置（特に顧客管理）を的確に行うための一元的な管理態勢が整備されているか。</u>
		<input type="checkbox"/>	<u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。</u>
		<input type="checkbox"/>	<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこととしているか。</u>
		<input type="checkbox"/>	① <u>自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析したうえで特定事業者作成書面等</u>

現 行	改 正 案
	<p>を作成し、定期的に見直しを行うこととしているか。特に、<u>海外加盟店や外国人顧客を有する場合においては、取引に係る国・地域ごとのリスク、外国人顧客の在留期限に応じたリスク、代理店を介した送金のリスク、非対面取引のリスクを評価・検討することに留意した上で</u>行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ② <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定しているか。また、策定した方針・手法について、定期的に見直しを行うこととしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> ③ <u>高リスク取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存することとしているか。また、確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証することとしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> ④ <u>特定事業者作成書面等の顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定・実行することとしているか。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこととしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用することとしてい</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>るか。また、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、取引時確認の向上を図ることとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成、従業員に対する周知及び適切かつ継続的な研修を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 各代理店がリスクに応じた継続的顧客管理措置等を実施し、それを高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が検証・評価する態勢を整備することとしているか。また、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正な確認を行うこととしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>疑わしい取引の届出に係る態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> ① <u>システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> ② <u>取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、疑わしい取引の届出を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例等を分析し、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> ③ <u>国籍、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、国外取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮しているか。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこととしているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>前払式支払手段記録口座（法第3条第9項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。）の開設を行うことを内容とする契約の締結に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や利用目的等の確認を行うな</u></p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
		<input type="checkbox"/>	<p><u>ど、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p>
		<input type="checkbox"/>	<p><u>高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</u></p>
		<input type="checkbox"/>	<p><u>海外営業拠点がある場合には、海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p>
(新設)		未使用残高の上限額（Ⅱ－５－２）	
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<p><u>移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の規模・特性等に応じて以下のような措置を講じているか。</u></p>
		<input type="checkbox"/>	<p><u>① 移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。また、リスク評価を見直しているか。</u></p>
		<input type="checkbox"/>	<p><u>② テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備しているか。</u></p>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
	(略)		(略)
(略)		(略)	